



平成23年4月26日

各 位

会 社 名 石井食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員  
浅井 誠一  
(コード番号 2894 東証第二部)  
問合せ先 執行役員財務戦略部総括マネージャー  
植草 豊彦  
(TEL 047-459-7543)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成23年4月25日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりとなります。

#### 記

#### 「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、食品の製造販売事業を通じ様々な商品・サービスを数多くのお客様に提供しており、「石井食品」ブランドの維持・向上が不可欠であることから、業績の向上を目指すだけでなく、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備、運用していくことが、社会的責任を果たす上においても重要であり、ステークホルダーの更なる支持と信頼を獲得する「ブランド力強化」に継続的に取り組むことが最重要課題であると認識しております。

よって、日々の業務の適正性に係る管理体制を整備するため、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守、並びに資産の保全を目的として、会社法362条5項及び同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同規則同上第3項の規定に従い、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決定します。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 石井食品グループ企業行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び従業員は法令定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
  - (2) 倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組の維持・向上を推進します。
  - (3) 倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。
  - (4) 内部統制チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
  - (5) コンプライアンス規程に基づいて事務局機能を有する内部統制委員会を設けて全社的な管理を行い、取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管・管理します。
  - (2) 経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部署にて作成し適切に保管・管理します。

- (3) 内部統制チームは内部統制の監査の状況を定期的に取り締役に報告します。
- (4) 文書管理を整備し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づき、リスクを管理します。
- (2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。
- (3) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの主管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施します。
- (4) 危機管理活動は、それぞれの主管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果より、当社グループで起こりうる経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。
- (2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの棚卸、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行います。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「石井食品グループ企業行動規範」により、共通の行動理念を持ちます。
- (2) 内部統制チームは、監査法人、監査役と連携をとり、内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。

### 6. 監査役に対する報告体制の整備、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、補助者として監査業務の補助を行う者を要請することができ、要請を受けた場合は速やかに監査役と協議の上、監査役補助者を定めることとします。また、その補助者の人事異動・人事評価・賞罰は監査役会の承認を得ることとします。
- (2) 監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議の上制定します。
- (3) 代表取締役社長が、監査役会、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

### 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

### 8. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- (2) 「石井食品グループ企業行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

以 上